特定非営利活動法人 2013年

4月3日

=__ NO.111



〒930-0312 富山県中新川郡上市町東江上 288 番地

電話 076-473-3313 fax.076-473-2941

e-mail fukushinosato@kami1294.com

http://www.kami1294.com

平成25年4月1日付け

寄付金税額控除への スタート台

富山県知事より 「仮認定」証書を いただきました。

4月1日 富山県庁、生活環境文化部長室において 交付式があり、奥井健一理事長、森勇 常務理事、坪川宗嗣事務局長が 参加しました。

只今 富山県内に 336NPO 法人があるなか、今回の交付は「**認定」**の NPO 法人 県 日中 友好協会(約 60 周年の歴史ある団体)と 「**仮認定」**の当 NPO 法人 かみいち福祉の里(設立 8年目)の 2 法人が 交付を受けました。



林俊信・生活環境文化部長より 奥井健一理事 長に「仮認定」証書が 手渡されました。



福祉事業に特化している NPO 法人 かみいち福祉の里は 只今 二つの克服すべき課題を抱えています。

- ① 介護職員の求人難による 現場の人手不足。
- ② 地域密着型サービス事業は いずれも 小規模事業であり 福祉事業だけでは財政基盤が 非力であり、雇用開発関係の諸助成金に支えられて 漸く 減価償却後の純益を確保して いる。平成 22 年度、23 年度、24 年度とも。

特に②の弱点をカバーすべく志ある御支援を個人・中小・中堅企業の各位へお願いする……今後の努力を目指します。

NPO 法人へ寄付された方が 受け取った寄付証明書で確定申告すると「寄付金税額控除」を受けることが可能になる制度です。

寄付 ¥10,000 の時は 国税 ¥3,200 地方税 ¥800 ¥4,000 の還付 寄付 ¥50,000 の時は 国税 ¥19,200 地方税¥4,800 ¥24,000 の還付 この制度を 活かせるか どうかは 当 NPO 法人の 努力如何に かかっています。



法人が支出した 認定 NPO 法人等への 寄付金に対する措置

一般寄付金の損金算入限度額とは別に 「特別損金算入限度額」の 損金算入が 認められます。

一般寄付金の損金算入限度額

(資本金等の額×0.25% + 所得金額×2.5%) ×1/4

「特別損金算入限度額」

(資本金等の額×0.375% + 所得金額×6.25%) × 1/2

なお 1年間に NPO 法人を サポートくださる $\frac{43,000 \text{ 以上のサポーターを目標 100 先}}{47}$ として 募って来ました成果は 平成 25 年 3 月 31 日 $\cancel{4}$ 日標を上回って達成しました。 平均 $\cancel{4}$,648 の御支援を得ました。

パブリック サポート テスト PST

平成25年度も 4月1日から スタートしました。

4月1日は 8先 ¥86,000 の ご協力をいただき スタートしました。 1年間に ¥3,000以上の ご寄付をしていただく サポーター100先を目指します。 みなさんの ご参加を 心から お待ちしています。

介護福祉士 試験 合格 4名

今春の試験に 次の3名のグループホーム職員が 合格しました。

稲場 道代職員

飛田 順子職員

酒井 里美職員

3月21日 富山福祉短大・新卒・入社の 吉田 龍哉職員 も 学校ルートで実施の試験 に合格しています。